

燃料電池車(FCV)等の規制

国土交通省 自動車局

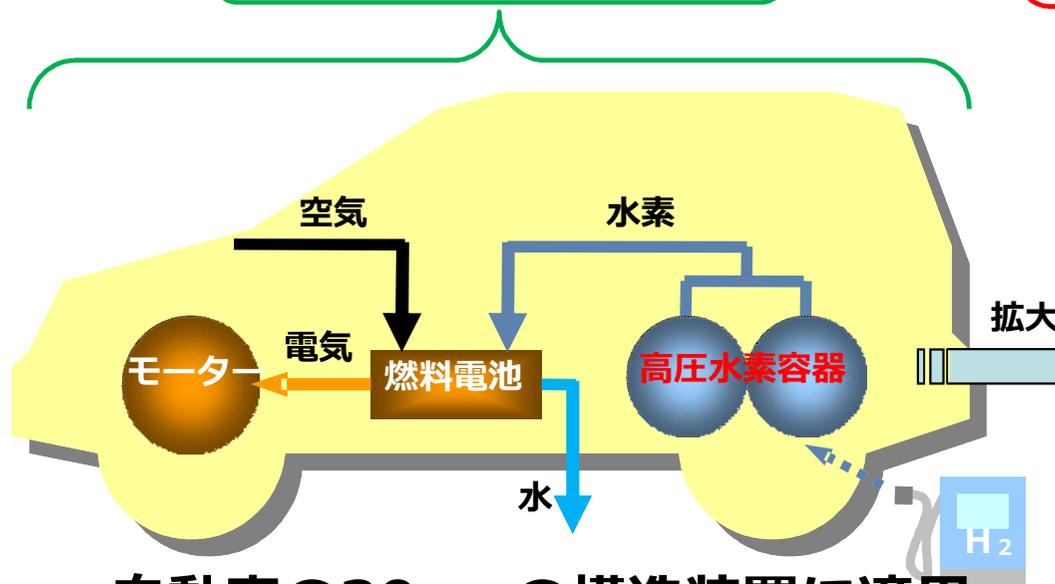
高圧ガス保安法と道路運送車両法における規制（1）

- 現状、燃料電池自動車等については、駆動用の燃料システムに対し、高圧ガス保安法と、道路運送車両法の2法令により規制されている。※通常のガソリン自動車*)、電気自動車等の燃料システムは、道路運送車両法のみ規制されている。

日本の燃料電池自動車に関する規制について

国土交通省

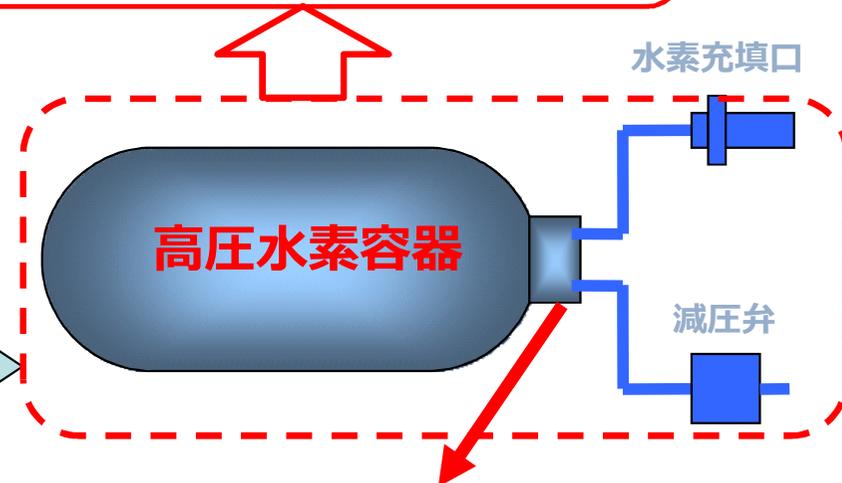
車両
⇒ 道路運送車両法



自動車の30 (※) の構造装置に適用

経済産業省

高圧水素容器+附属品+接続配管等
⇒ 高圧ガス保安法



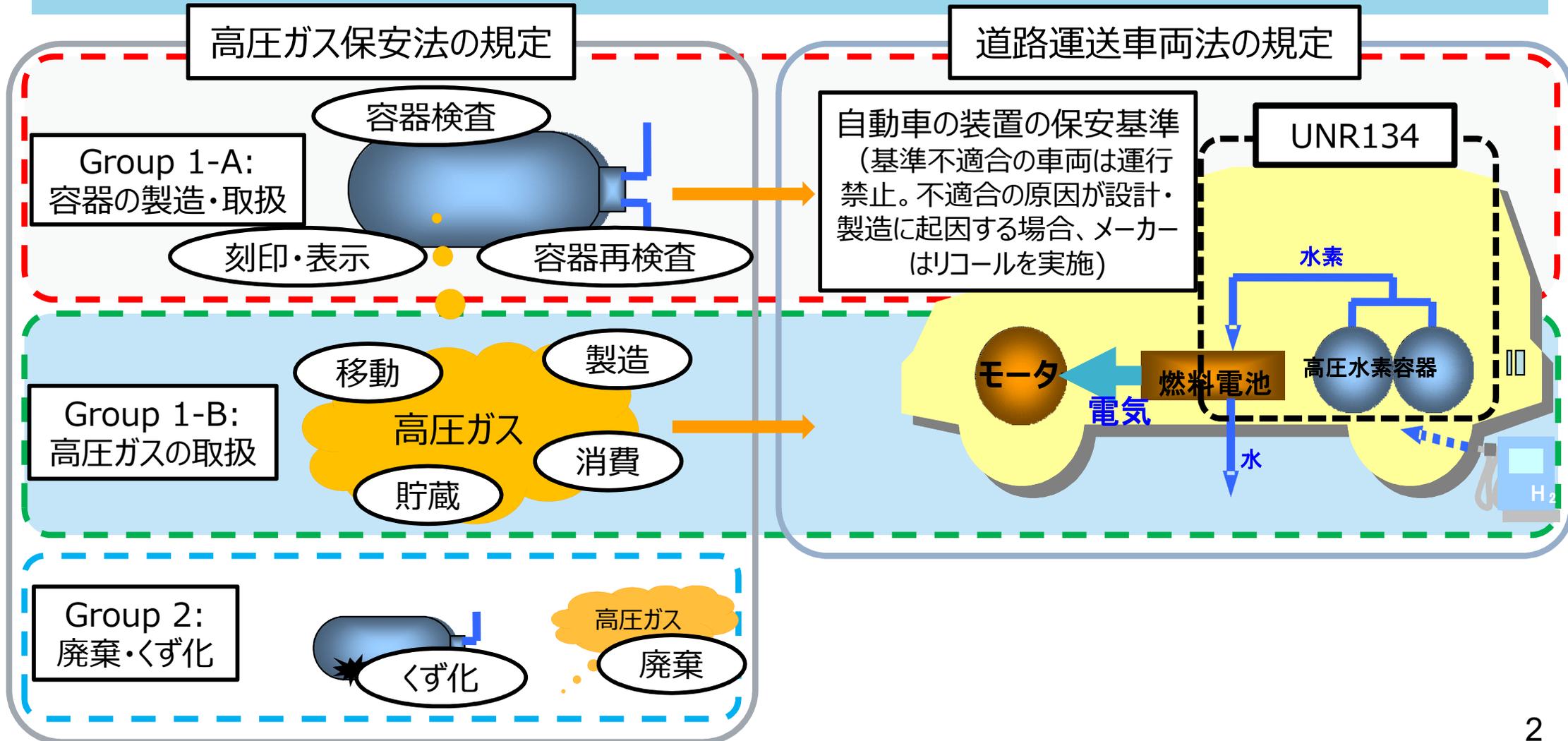
容器、附属品等の数部品に適用

※車両を構成する20,000~30,000部品に、30の構造装置の分類に応じて保安基準適用が適用される。

*) ガソリン車の燃料タンクは指定数量である200リットル以上で消防法の規制が適用されるが、実態としては存在しない。

高圧ガス保安法と道路運送車両法における規制（2）

- 燃料電池自動車等の利用拡大が予想される中、安全性を確保しながらも、より合理的な制度を目指すことは、経済・産業の発展に資すると考えられる。このため、車載容器等について高圧ガス保安法の適用除外とし、車両法でその安全を担保することを視野に入れ、検討を実施した。



適用除外に係る原則

- 以下の原則に従って、検討を進めた。

道路運送車両法と高圧ガス保安法の目的

道路運送車両法

第1条 この法律は、**道路運送車両**に関し（中略）**安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上**を図り（中略）公共の福祉を増進することを目的とする。

高圧ガス保安法

第1条 この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、**高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い及び消費並びに容器の製造及び取扱い**を規制するとともに（中略）もって公共の安全を確保することを目的とする。

【現状】

- 車両に搭載された高圧ガス燃料**装置中の高圧ガス**は、高圧ガス保安法が適用される。
- **車載された高圧ガス燃料装置（タンク、配管等）**は、高圧ガス保安法・道路運送車両法両方が適用される。



規制の一元化の考え方（原則）

- 「**車両**」の安全は道路運送車両法。

（例）

車載された高圧ガス燃料装置（タンク、配管等）は、（高圧ガス保安法は適用せず）**道路運送車両法**で**一元的に**規定。

- 「**高圧ガス**」の取扱いは高圧ガス保安法。

但し、**車両と一体で安全を確保できるもの（保安基準で安全を担保できるもの）**については、**道路運送車両法**。

（例）

高圧ガスの取扱いにあたる製造行為は本来、高圧ガス保安法。
但し、製造のうち、**車両内での圧力変換**（高圧から中圧）は、保安基準により**車両と一体で安全を確保**できるため、**道路運送車両法**。